

鹿角市こども計画概要版

第1章 計画の概要

◆ 計画策定の趣旨

国では令和5年にこども家庭庁が設置され、「こども基本法」が施行されるなど、こどもや若者に関する取組の方向性が大きく見直しされました。

「こども基本法」では「次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進すること」が目的とされており、市町村には、国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、努力義務が課せられました。

本市ではこれまで、子育て支援や次世代育成支援の指針を示した「鹿角市子ども・子育て支援事業計画」と、こどもの貧困対策に資する取組を示した「未来へつなぐ子ども計画」に基づいて計画的な取り組みを進めてきたところですが、国や県の動向を踏まえ、新たに若者の居場所づくりや社会参画の促進と健全育成に取り組む「こども・若者計画」を包含する総合的な計画として、「鹿角市こども計画」を策定いたします。

こども大綱が目指す社会

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。



「こどもまんなか社会」

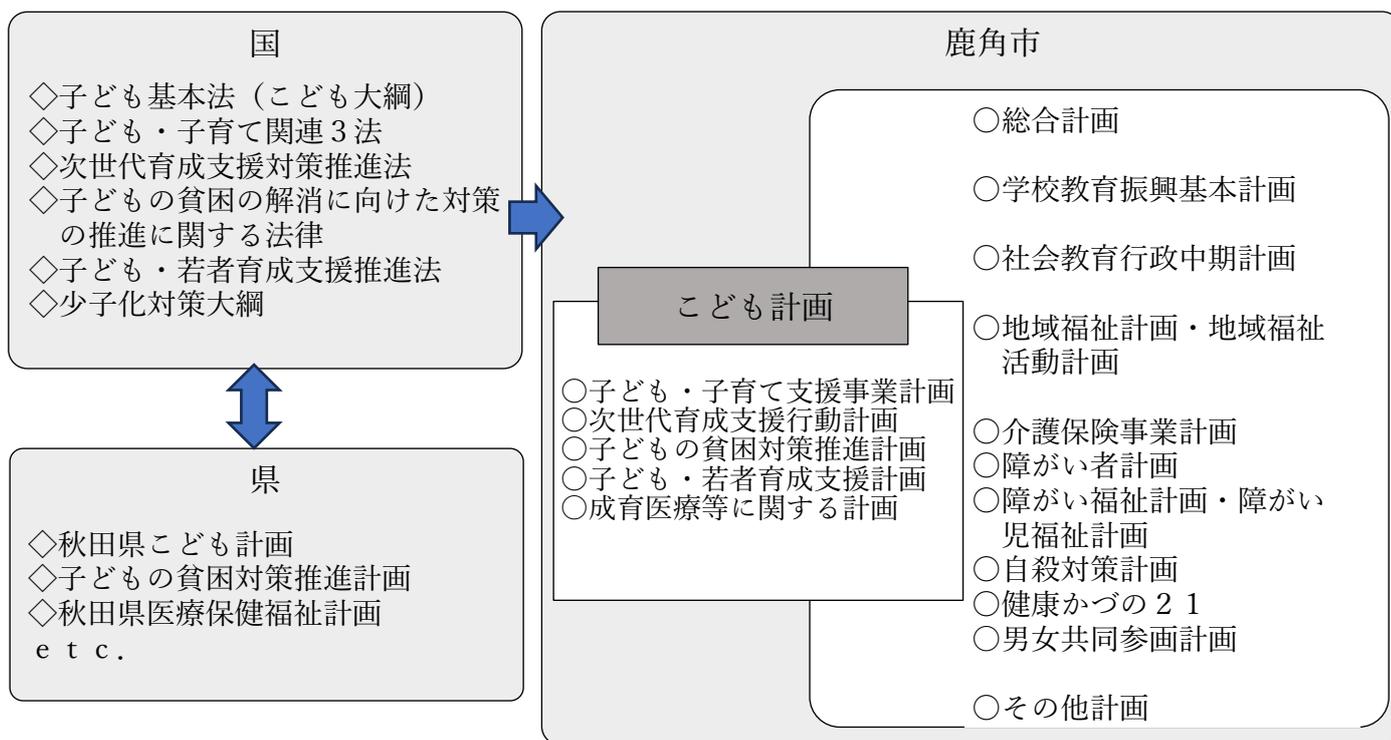
～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

こども大綱で示された理念や基本方針を踏まえ、本市においてもすべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す。

◆ 計画の位置づけ

(計画の根拠)

計画名称	内容	根拠法
市町村こども計画	こども基本法に基づき策定される「こども大綱」は、「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化したもの。	こども基本法
市町村子ども・子育て支援事業計画	教育・保育事業、地域子育て支援事業について5年間の見込み量と確保策についてまとめたもの。	子ども・子育て支援法
市町村次世代育成支援行動計画	社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するための行動計画。	次世代育成支援対策推進法
市町村子どもの貧困対策推進計画	子どもの貧困対策として「教育」「生活の安定」「保護者の就労」「経済的支援」などの取組についてまとめたもの。	子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律
市町村子ども・若者育成支援計画	子どもから30代までの人々が自らの居場所を得て、成長活躍できる社会をめざす計画。	子ども・若者育成支援推進法
成育医療等に関する計画	成長過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進についてまとめたもの。	成育基本法

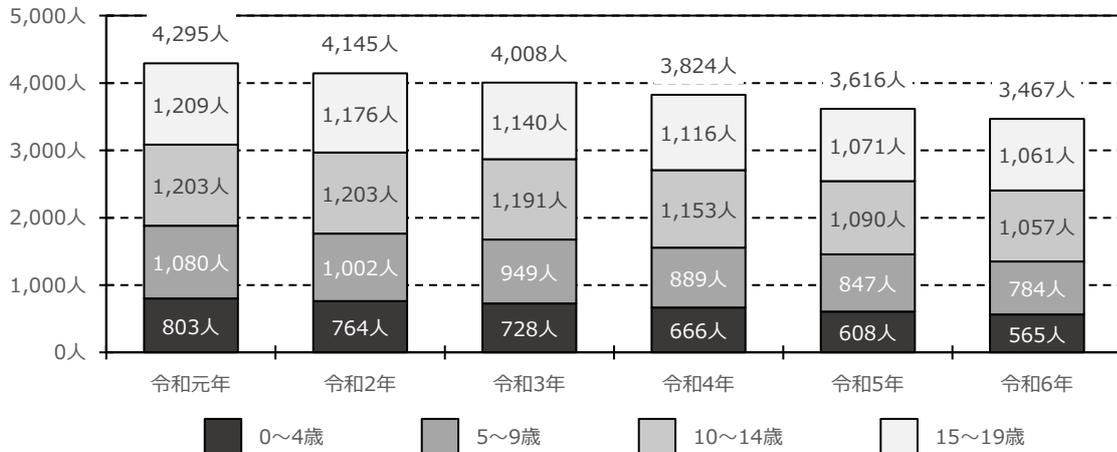


◆ 計画の期間：令和7年度から令和11年度（5年間）

◆ 計画の対象：「子ども」…生まれる前から18歳まで 「若者」…15歳から40歳未満の者
「こども」…年齢上限なし。心身の発達過程にある者

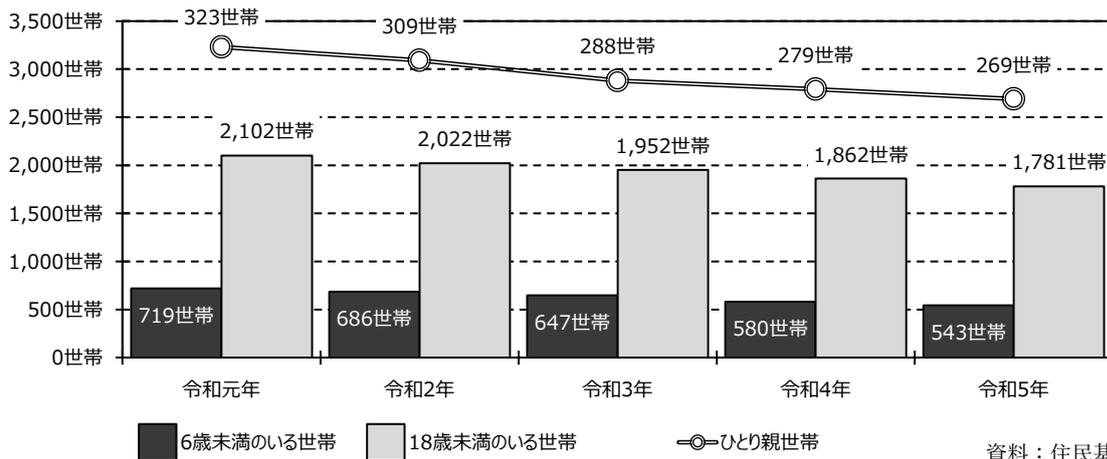
第2章 こどもや若者、子育て家庭を取り巻く状況

1) 20歳未満人口の推移



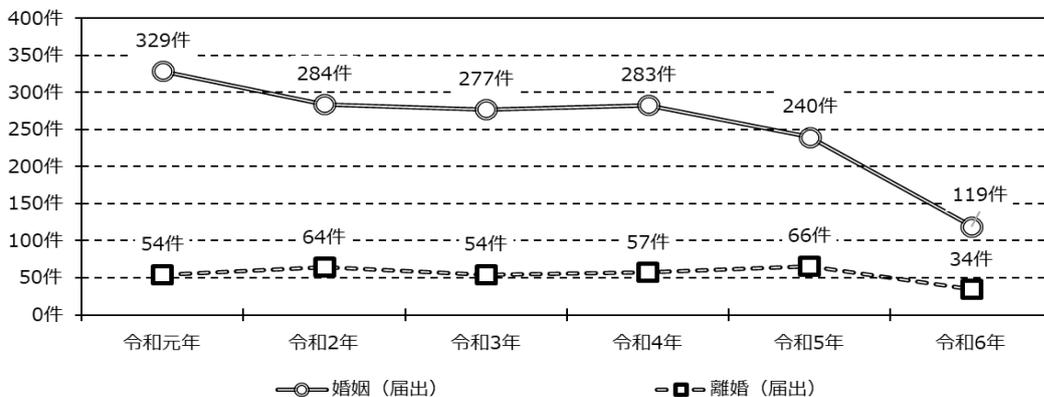
資料：住民基本台帳

2) 子育て世帯の状況



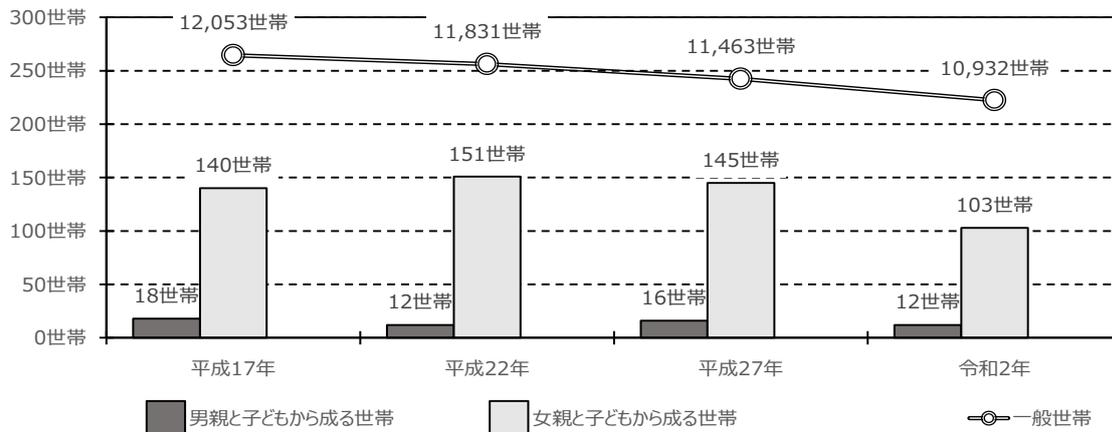
資料：住民基本台帳

3) 婚姻・離婚件数の推移



資料：各年度末現在、人口動態統計 ※令和6年は7/12時点のデータ

4) ひとり親世帯の推移



資料：国勢調査

5) 教育・保育事業の実施状況

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
保育利用					
認可保育園	685人	630人	617人	558人	427人
認定こども園	148人	150人	148人	136人	132人
家庭的保育施設			3人	4人	2人
合計	833人	780人	768人	698人	561人
教育利用					
認定こども園	11人	5人	8人	6人	6人
幼稚園	34人	34人	29人	29人	21人
合計	45人	39人	37人	35人	27人

資料：すこやか子育て課

6) 児童相談所の相談件数

<北児童相談所相談件数>

相談内容	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	
養護に関する相談	136件	163件	156件	141件	119件	
内訳	児童虐待	118件	143件	144件	125件	106件
	その他	18件	20件	12件	16件	13件
障がいに関する相談	176件	241件	194件	238件	193件	
非行相談	6件	9件	10件	16件	5件	
育成相談	103件	117件	101件	99件	124件	

資料：秋田県児童相談所業務概要

第3章 計画の基本的な方向

◆計画の基本理念

こどもや若者が夢と希望を持ち、未来を切り拓くまち
～地域がつながり、互いに支え合って
幸せを実感できるまちづくり～

◆基本目標

基本目標1 こども・若者が健やかに成長できる環境整備

こどもや若者が健やかに成長できるように、こどもの成長に応じて適切な保育・教育サービスを提供するとともに、各種の健（検）診などを通じて心身の健康の維持向上を図ります。

また、子育て中の世帯における子育てと仕事の両立に関わる負担の軽減を図り、親子ともに幸せに成長できる環境づくりを図っていきます。

基本目標2 未来を切り拓くこども・若者への支援

ふるさとへの愛着の醸成や、若者の就労支援、様々な自己実現の取組への支援、結婚に向けた支援などを行うことで、未来を切り拓くこどもや若者がいきいきと人生を送ることができる環境を整備していきます。

基本目標3 困難を有するこども・若者への支援

すべてのこどもや若者がいかなる環境、家庭状況にあっても分け隔てなく大切にされ、自らが希望する未来に向けて主体的に生きていくことができるように、生活等に困難を抱えるこどもや若者の早期発見に努めるとともに、相談・支援の連携を強化し、教育、生活、就労など多方面に対する包括的な支援を行っていきます。

また、児童虐待防止に向けた取組やヤングケアラーの早期発見・把握に取り組み、すべてのこどもや若者が自分らしく安心して生きることができるようにしていきます。

基本目標4 子育てを社会全体で支える体制の充実

子育てを社会全体で支えていくことができるように、こどもや小さなこどもがいる子育て世帯が安全・安心に暮らすことができる子育てしやすいまちづくりを推進するとともに、各種の相談窓口や支援のための担い手の育成・確保に努め、子育て家庭を支える体制を整備していきます。

◆計画の成果指標

本計画の評価にあたり、「こども大綱」に記載の指標ならびに数値目標等を参考に指標を設定しました。なお、一部の指標は「こども大綱」に掲載されている指標そのものではなく、類似する項目を本市独自の指標を設定し、最終年度の目標値を定めます。

【子育て世代に関する成果指標】			
成果指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	出典
鹿角市の子育て環境や支援に対する満足度 【子ども・子育てに関するニーズ調査(就学前)問40、(小学生)問23で「満足できる」「まあ満足できる」と答えた割合】	就学前保護者 45.1% 小学生保護者 39.0%	60%以上	子ども・子育てに関するニーズ調査 (就学前児童保護者、小学生保護者)
父母ともに子育てを担っている人の割合 【子ども・子育てに関するニーズ調査(就学前)問6、(小学生)問6で主に子育てを行っているのを「父母ともに」と答えた割合】	就学前保護者 74.9% 小学生保護者 64.7%	80%以上	子ども・子育てに関するニーズ調査 (就学前児童保護者、小学生保護者)
食料や衣服等が買えない、光熱水費が払えない経験がある 【子どもの生活に関するアンケート調査】問14で「よくあった」「ときどきあった」と答えた割合】	食料が買えない経験 40.5% 衣服等が買えない経験 31.7% 光熱水費等払えない経験 32.2%	食料が買えない経験 30%以下 衣服等が買えない経験 21%以下 光熱水費等払えない経験 22%以下	子どもの生活に関するアンケート調査 (18歳未満の子どもを持つ世帯)
子育てを楽しんでいると思う割合	98.0% (令和5年度)	現状維持	3歳児健診時の問診項目
この地域で今後も子育てをしていきたいと思う割合 【「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と答えた割合】	96.5% (令和5年度)	現状維持	3、4カ月健診時の問診項目
妊娠11週以下での妊娠の届出率	88.3% (令和5年度)	100%	地域保健・健康増進事業報告
乳幼児健康診査受診率(3～5カ月児)	100% (令和5年度)	100%	地域保健・健康増進事業報告
5歳児健診の受診率	100% (令和5年度)	100%	鹿角市母子保健統計
家庭相談対応件数のうち、虐待相談件数の割合	29.2% (令和5年度)	減少	福祉行政報告例
【こどもに関する成果指標】			
成果指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	出典
自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合(小6、中3)	小学6年生 82.3% 中学3年生 88.9%	増加	全国学習状況調査 【鹿角市教育委員会】
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合(小6、中3)	小学6年生 88.4% 中学3年生 71.8%	増加	全国学習状況調査 【鹿角市教育委員会】
朝食の摂取率(毎日食べる)(小6、中3)	小学6年生 94.5% 中学3年生 95.9%	現状維持	全国学習状況調査 【鹿角市教育委員会】
「ヤングケアラー」を知っている割合(小学生、中学生、高校生) 【ヤングケアラーに関するアンケート調査で「知っていた」と答えた割合】	小学生 19% 中学生 38% 高校生 60%	小学生 57%以上 中学生 80%以上 高校生 80%以上	ヤングケアラーに関する アンケート調査 (小学生、中学生、高校生)
【若者に関する成果指標】			
成果指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	出典
悩みや不安を「相談できない」割合 【子ども・若者の意識行動に関する調査 問37で「相談できる人がいない」「誰に相談したらいいかわからない」と答えた割合】	13.0%	5%以下	子ども・若者の意識行動に関する調査 (18歳～39歳)
自分の将来の夢や希望があると思う割合 【子ども・若者の意識行動に関する調査 問55で「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と答えた割合】	52.3%	80%以上	子ども・若者の意識行動に関する調査 (18歳～39歳)
自分のことが好きだという割合 【子ども・若者の意識行動に関する調査 問55で「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と答えた割合】	60.5%	80%以上	子ども・若者の意識行動に関する調査 (18歳～39歳)
30歳未満の自殺者数	3人 (令和2年-令和6年)	0人	厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

第4章 施策の展開

基本目標	施策【主な事業等】	関連
		事業数
基本目標1 こども・若者が健やかに成長できる環境整備	(1) 子ども・子育て支援事業の推進 【保育サービス（こども誰でも通園制度）等】	20
	(2) こどもと若者の健康の確保及び増進 【各種健診事業、食育の推進、医療環境の充実】	21
基本目標2 未来を切り拓くこども・若者への支援	(1) こどもや若者の健全育成の推進 【青少年健全育成事業】	1
	(2) 多様な学びの支援 【学校教育の充実、ふるさと・キャリア教育 等】	10
	(3) 働くことへの総合的なサポートの推進 【地元就職促進事業、女性若者資格取得支援 等】	8
	(4) 一人ひとりの未来に寄り添った支援 【出会い応援事業、定住促進事業 等】	6
基本目標3 困難を有するこども・若者への支援	(1) 障がいのあるこども・若者への支援 【児童発達支援、各種手当 等】	11
	(2) ひとり親家庭への支援 【住まいの確保、各種手当・貸付事業 等】	9
	(3) その他の困難を有するこども・若者への支援 【就学援助、学習支援、不登校等の相談業務】	18
基本目標4 子育てを社会全体で支える体制の充実	(1) 地域で支える基盤整備、ネットワークづくり 【子育て関連施設の環境整備、保育人材確保 等】	13
	(2) 子育て家庭や若者の経済的負担の軽減 【すこやか子育て支援事業、医療給付 等】	10
	(3) 安全・安心な生活環境の整備 【安全安心住まいづくり事業、交通安全対策 等】	8

第5章 子ども・子育て支援事業の確保の方策

1) こども（0歳～11歳）人口の推計

	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	91人	85人	80人	76人	72人
1歳	106人	93人	87人	82人	78人
2歳	82人	106人	93人	87人	82人
3歳	109人	81人	105人	92人	86人
4歳	125人	110人	82人	106人	93人
5歳	144人	124人	109人	81人	105人
0歳～5歳計	657人	599人	556人	524人	516人
6歳	138人	143人	123人	108人	80人
7歳	141人	137人	142人	122人	107人
8歳	168人	139人	135人	140人	120人
9歳	156人	170人	140人	136人	141人
10歳	179人	156人	170人	140人	136人
11歳	196人	178人	155人	169人	139人
6歳～11歳計	978人	923人	865人	815人	723人
0歳～11歳計	1,635人	1,522人	1,421人	1,339人	1,239人

2) 教育・保育の量の見込みと確保方策

認定区分	対象者		利用できる施設等
1号認定	満3歳以上のこども	教育を希望する場合	認定こども園、幼稚園
2号認定	満3歳以上のこども	保育を必要とする場合	認定こども園、保育所
3号認定	満3歳未満のこども	保育を必要とする場合	認定こども園、保育所、地域型保育事業

事業		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定（3～5歳）	見込量	29人	24人	22人	21人	22人
教育利用に対する確保策	確保策	50人	50人	50人	50人	50人
2号認定（3～5歳）	見込量	334人	279人	262人	247人	251人
保育利用に対する確保策	確保策	493人	493人	493人	493人	493人
3号認定（0歳）	見込量	69人	65人	61人	58人	55人
保育利用に対する確保策	確保策	76人	76人	76人	76人	76人
3号認定（1・2歳）	見込量	174人	184人	167人	156人	149人
保育利用に対する確保策	確保策	271人	271人	271人	271人	271人

3) 子育て支援事業の量の見込みと確保方策

事業		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
時間外保育事業 (延長保育事業)	見込量	216人日	197人日	183人日	172人日	169人日
	確保策	216人日	197人日	183人日	172人日	169人日
放課後児童健全育成事業	見込量	444人	427人	399人	370人	323人
	確保策	670人	670人	670人	670人	670人
子育て短期支援事業	見込量	2人日	2人日	2人日	2人日	2人日
	確保策	2人日	2人日	2人日	2人日	2人日
地域子育て支援拠点事業	見込量	1,169人日	1,190人日	1,089人日	1,026人日	972人日
	確保策	1,169人日	1,190人日	1,089人日	1,026人日	972人日
一時預かり事業(幼稚園型)	見込量	4,987人日	4,149人日	3,898人日	3,675人日	3,740人日
	確保策	6,000人日	6,000人日	6,000人日	6,000人日	6,000人日
一時預かり事業(上記以外)	見込量	170人日	155人日	144人日	136人日	134人日
	確保策	240人日	240人日	240人日	240人日	240人日
病児・病後児保育事業	見込量	235人日	214人日	199人日	187人日	184人日
	確保策	960人日	960人日	960人日	960人日	960人日
ファミリー・サポート・ センター事業	見込量	1,031人日	967人日	922人日	854人日	711人日
	確保策	4,750人日	4,320人日	4,030人日	3,740人日	3,670人日
妊婦健康診査事業	見込量	1,038人回	969人回	912人回	867人回	821人回
	確保策	1,038人回	969人回	912人回	867人回	821人回
乳児家庭全戸訪問事業	見込量	79人	74人	70人	66人	63人
	確保策	79人	74人	70人	66人	63人
養育支援訪問事業	見込量	1人	1人	1人	1人	1人
	確保策	1人	1人	1人	1人	1人
子育て世帯訪問支援事業	見込量	5人日	5人日	5人日	5人日	5人日
	確保策	5人日	5人日	5人日	5人日	5人日
妊婦等包括相談支援事業	見込量	255人	240人	231人	219人	210人
	確保策	255人	240人	231人	219人	210人
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	見込量	0人日	20人日	18人日	17人日	17人日
	確保策	0人日	20人日	18人日	17人日	17人日
産後ケア事業	見込量	85人日	80人日	77人日	73人日	70人日
	確保策	85人日	80人日	77人日	73人日	70人日

第6章 計画の推進体制

◆地域社会全体の共動による推進

こどもと若者を社会全体で支援するため、家庭、地域、企業、行政などが一体となり、共動で対策を推進する必要があるため、それぞれの役割により、計画を円滑に推進していきます。

◆計画の推進体制

(1) 子ども・子育て会議による進捗評価

本計画の実現に向けて、計画の進捗状況を子ども・子育て会議において把握し、毎年度点検・評価を実施し、大きな修正・変更が必要になった場合は、計画の中間年を目安として計画の見直しを行います。

(2) 庁内における進捗管理の体制

本計画に関わる事業は多岐にわたっているため、行政が一体となって子ども・子育て支援、若者支援を推進する計画として位置づけ、関係各課などとの幅広い連携を図ります。

(3) 関係機関等との連携・共動

教育・保育施設、地域型保育事業を行う事業者等が相互に連携し、共動しながら地域の実情に応じた取組を進めていく必要があるため、関係機関等に声かけや情報提供、各種事業への協力依頼など積極的に関与することで、円滑な連携が可能となるよう取り組んでいきます。

(4) 国・県等との連携

本計画に掲げる取り組みについては、国や県、近隣市町村との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

児童虐待防止・DV被害防止やひとり親家庭の自立支援など、専門的かつ広域的な観点から、県と連携し推進します。